

堺港発電所設備更新に係る環境影響評価方法書
についての意見の概要と当社の見解

平成 16 年 3 月

関西電力株式会社

目 次

第1章 環境影響評価方法書の公告及び縦覧

1. 環境影響評価方法書の公告及び縦覧	1
(1) 公告の日	1
(2) 公告の方法	1
(3) 縦覧期間	1
(4) 縦覧場所及び縦覧者数	1
2. 環境影響評価方法書についての意見の把握	1
(1) 意見書の提出期間	1
(2) 意見書の提出方法	1
(3) 意見書の提出状況	1

第2章 環境影響評価方法書について提出された環境の保全の見地からの意見の概要と これに対する当社の見解	8
--	---

第1章 環境影響評価方法書の公告及び縦覧

1. 環境影響評価方法書の公告及び縦覧

「環境影響評価法」第7条の規定に基づき、事業者は環境の保全の見地からの意見を求めるため、方法書を作成した旨等を公告し、公告の日から起算して1月間縦覧に供した。

(1) 公告の日

平成16年1月19日（月）

(2) 公告の方法

①平成16年1月19日（月）付で下記の日刊新聞紙に公告を掲載した。（資料1参照）

- ・朝日新聞（大阪府内版 朝刊）8面
- ・毎日新聞（大阪南版 朝刊）25面
- ・読売新聞（泉州版 朝刊）36面
- ・日本経済新聞（大阪セット版 朝刊）41面
- ・産経新聞（泉州版 朝刊）26面

②上記の公告に加え、次の「お知らせ」を実施した。

- ・当社ホームページに平成16年1月19日（月）から平成16年3月3日（水）まで掲載。（資料2参照）

③関係自治体である大阪府及び堺市において、下記の掲載を行った。

- ・大阪府公報誌「大阪府公報」に平成16年1月27日（火）付で掲載。（資料3参照）
- ・堺市広報誌「広報 さかい」に平成16年2月1日（日）付で掲載。（資料4参照）

(3) 縦覧期間

平成16年1月19日（月）から平成16年2月18日（水）まで

なお、縦覧期間終了後も平成16年3月3日（水）まで閲覧を実施した。

(4) 縦覧場所及び縦覧者数

- ・縦覧場所：14箇所（自治体庁舎等13箇所、当社事業所1箇所）（資料5参照）
- ・縦覧者数：4名（縦覧者名簿記載者数、ただし縦覧者名簿は当社事業所のみ設置）

2. 環境影響評価方法書についての意見の把握

「環境影響評価法」第8条の規定に基づき、事業者は環境の保全の見地からの意見を有する者の意見書の提出を受け付けた。

(1) 意見書の提出期間

平成16年1月19日（月）から平成16年3月3日（水）までの間

（縦覧期間及びその後2週間）

(2) 意見書の提出方法（資料6参照）

当社への郵送による書面の提出

(3) 意見書の提出状況

提出された意見書なし

日刊新聞紙における公告

○平成 16 年 1 月 19 日 (月) 掲載

- ・朝日新聞（大阪府内版 朝刊）8面
- ・毎日新聞（大阪南版 朝刊）25面
- ・読売新聞（泉州版 朝刊）36面
- ・日本経済新聞（大阪セット版 朝刊）41面
- ・産経新聞（泉州版 朝刊）26面

[illegible]

当社ホームページにおけるお知らせ文

○平成 16 年 1 月 19 日（月）よりお知らせを掲載

「堺港発電所設備更新に係る環境影響評価方法書」の届出および縦覧について

当社はこのたび、堺港発電所のコンバインドサイクル発電方式への改良について、事業性評価を実施することとし、その一環として、一部設備更新に伴う環境影響評価を実施するために、環境影響評価法等に基づき、平成 16 年 1 月 16 日（金）に「堺港発電所設備更新に係る環境影響評価方法書（以下、「方法書」という。）」を経済産業大臣に届け出るとともに、大阪府知事ならびに堺市長に送付いたしました。

また、環境影響評価法等に基づき方法書の縦覧を下記のとおり行っております。

【対象事業の概要】

名 称	堺港発電所の設備更新工事
所 在 地	大阪府堺市築港新町 1 丁 2
更新内容	ガスタービン及び汽力（コンバインドサイクル発電方式）（現状：汽力）
使用燃料	天然ガス専焼（現状：重油・原油及び天然ガス）
出 力	200 万キロワット級（現状：200 万キロワット）
工 期	1 号系列 （着 工）平成 18 年 7 月（予定） （運転開始）平成 20 年 7 月（予定） 2 号系列 （着 工）平成 20 年 7 月（予定） （運転開始）平成 22 年 7 月（予定）

【方法書の縦覧】

縦覧場所 [自治体庁舎等] 大阪府環境農林水産部循環型社会推進室、大阪府環境情報プラザ、大阪府府政情報センター、三島府民情報プラザ、豊能府民情報プラザ、泉北府民情報プラザ、泉南府民情報プラザ、南河内府民情報プラザ、中河内府民情報プラザ、北河内府民情報プラザ、堺市環境局環境共生部環境共生課、堺市市政情報センター、堺市西支所市政情報コーナー

[当社事業所] 関西電力株式会社南大阪営業所

縦覧期間 平成 16 年 1 月 19 日（月）から平成 16 年 2 月 26 日（木）まで
ただし、当社事業所（南大阪営業所）では縦覧期間終了後も 3 月 3 日（水）まで閲覧できます。
なお、土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日は除きます。

ただし、大阪府環境情報プラザについては、土曜日でも閲覧可能です。

縦覧時間 [自治体庁舎等] 午前 9 時 30 分から午後 5 時 00 分
ただし、大阪府環境情報プラザについては、平日午前 10 時から午後 5 時 30 分、土曜日午前 10 時から午後 4 時 30 分
[当社事業所（南大阪営業所）] 午前 8 時 50 分から午後 5 時 30 分

以 上

「大阪府公報」掲載記事

大阪府告示第150号

環境影響評価法（平成9年法律第81号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により環境影響評価方法書（以下「方法書」という。）の送付を受けたので、次のとおり公示する。

当該方法書の写しについては、次の4のとおり一般の縦覧に供する。

なお、当該方法書について環境の保全の見地からの意見を有する者は、次の5のとおり事業者に対し意見書を提出することができる。

平成16年1月27日

大阪府知事 齊藤 房江

- 1 法対象事業者の主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名
大阪市北区中之島三丁目3番22号
関西電力株式会社
取締役社長 藤 洋作
- 2 法対象事業の名称、種類及び規模並びに法対象事業が実施される予定の場所
 - (1) 名称
堺港発電所の設備更新工事
 - (2) 種類及び規模
ア 種類
法第2条第2項第1号ホに掲げる電気事業法（昭和39年法律第170号）第38条に規定する事業用電気工作物であって発電用のものの設置の工事の事業
イ 規模
出力 200万キロワット級
 - (3) 法対象事業が実施される予定の場所
堺市築港新町一丁目2
- 3 環境影響評価を実施する地域
堺市
- 4 方法書の縦覧の場所、期間及び時間
 - (1) 場所
ア 大阪市中央区大手前二丁目1番7号 大阪赤十字会館8階
大阪府環境農林水産部循環型社会推進室環境管理課
イ 大阪市中央区大手通一丁目2番12号 谷町恒和ビル3階
大阪府府政情報センター
ウ 大阪市東成区中道一丁目3番62号
大阪府環境情報センター環境情報プラザ
エ 茨木市中穂積一丁目3番43号 三島府税事務所内 三島府民情報プラザ
オ 池田市城南一丁目1番1号 豊能府税事務所内 豊能府民情報プラザ
カ 堺市中安井町三丁目4番1号 泉北府税事務所内

泉北府民情報プラザ

キ 岸和田市野田町三丁目13番2号 泉南府税事務所内

泉南府民情報プラザ

ク 富田林市寿町二丁目6番1号 南河内府税事務所内

南河内府民情報プラザ

ケ 東大阪市御厨栄町四丁目1番16号 中河内府税事務所内

中河内府民情報プラザ

コ 枚方市大垣内町二丁目15番1号 北河内府税事務所内

北河内府民情報プラザ

サ 堺市南瓦町3番1号 堺市役所高層館4階
堺市環境局環境共生部環境共生課

シ 堺市南瓦町3番1号 堺市役所高層館3階
堺市市政情報センター

ス 堺市鳳東町六丁目600番地 堺市西支所1階
堺市西支所市政情報コーナー

セ 堺市熊野町東二丁目2番20号

関西電力株式会社南大阪営業所

(2) 期間

平成16年1月27日（火）から同年2月26日（木）まで

(3) 時間

午前9時30分から午後5時まで（(1)ウにあつては午前10時から午後5時30分（土曜日にあつては、午後4時30分）まで、(1)セにあつては午前8時50分から午後5時30分まで）

5 意見書の提出期限及び提出先その他意見書の提出に関し必要な事項

(1) 意見書の提出期限及び提出先

ア 提出期限

平成16年3月3日（水）

イ 提出先

〒530-8270 大阪府北区中之島三丁目3番22号
関西電力株式会社環境室環境評価グループ

(2) その他意見書の提出に関し必要な事項

意見書には、次に掲げる事項を記載すること。

ア 意見書を提出する者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

イ 法対象事業の名称

ウ 方法書についての環境の保全の見地からの意見

「広報 さかい」掲載記事

**環境影響評価方法
書が縦覧できます**

1月16日に、関西電力から環境影響評価法の規定による堺港発電所設備更新に

係る環境影響評価方法書の送付がありました。環境共生課、市役所市政情報センター、西支所市政情報コーナーで2月26日まで縦覧できます。これについて、環

境保全の観点から意見のある方は、3月3日までに、事業者に見解を提出することが出来ます。問合せ「環境共生課（☎228・7440 FAX229・4454）へ。

縦 覧 場 所

縦 覧 場 所	住 所
大阪府環境農林水産部循環型社会推進室	大阪市中心区大手前 2-1-7 大阪赤十字会館 8 階
大阪府環境情報プラザ	大阪市東成区中道 1-3-62 大阪府環境情報センター1 階
大阪府府政情報センター	大阪市中心区大手通 1-2-12 谷町恒和ビル 3 階
三島府民情報プラザ	茨木市中穂積 1-3-43 三島府税事務所内
豊能府民情報プラザ	池田市城南 1-1-1 豊能府税事務所内
泉北府民情報プラザ	堺市中安井町 3-4-1 泉北府税事務所内
泉南府民情報プラザ	岸和田市野田町 3-13-2 泉南府税事務所内
南河内府民情報プラザ	富田林市寿町 2-6-1 南河内府税事務所内
中河内府民情報プラザ	東大阪市御厨栄町 4-1-16 中河内府税事務所内
北河内府民情報プラザ	枚方市大垣内町 2-15-1 北河内府税事務所内
堺市環境局環境共生部環境共生課	堺市南瓦町 3-1 堺市役所高層館 4 階
堺市市政情報センター	堺市南瓦町 3-1 堺市役所高層館 3 階
堺市西支所市政情報コーナー	堺市鳳東町 6-600 堺市西支所 1 階
関西電力株式会社南大阪営業所	堺市熊野町東 2 丁 2 番 20 号

堺港発電所設備更新に係る環境影響評価方法書について、環境保全の見地からのご意見をお持ちの方は、関西電力（株）宛てに下記の意見書を郵送して下さい。

○郵送先

〒530-8270 大阪市北区中之島3丁目3番22号

関西電力株式会社 環境室 環境評価グループ 宛

○受付期限

平成16年3月3日（水）まで（当日消印有効）

— 意 見 書 —

項 目	ご 記 入 欄
ご芳名 [法人その他の団体にあつて は、法人名・団体名、代表 者の氏名]	
ご住所 [法人その他の団体にあつて は、主たる事務所の所在地]	
意見書提出の対象で ある方法書の名称	堺港発電所設備更新に係る環境影響評価方法書
方法書についての環境の 保全の見地からのご意見 [日本語により意見の理由を 含めて記載して下さい。]	

この用紙に書ききれない場合は、裏面あるいは別のA4用紙をお使い下さい。

第2章 環境影響評価方法書について提出された環境の保全の見地からの意見の概要とこれに対する当社の見解

「環境影響評価法」第8条第1項の規定に基づいて、事業者に対して意見書の提出により述べられた環境の保全の見地からの意見はなかった。

従って「環境影響評価法」第9条及び「電気事業法」第46条の6第1項の規定に基づく、方法書についての意見の概要並びにこれに対する当社の見解はない。